

行橋市郵便入札心得

(総則)

第1条 行橋市（以下「市」という。）発注の一般競争入札又は指名競争入札に当たっては、別に定めるもののほか、この心得を承知してください。

(入札参加資格)

第1条の2 入札参加者は、市に登録している競争入札参加資格の内容で、提出書類の入札参加者の資格に関する事項（代表者氏名等）を記載してください。

2 確認通知書又は指名通知書に記載された入札参加者の資格に関する事項が事実と異なる場合は、直ちに競争入札参加資格申請書変更届を提出してください。

(指名通知)

第2条 指名競争入札における指名通知は次のとおりとします。

(1) 指名の連絡は指名通知書の郵送により行います。

(設計図書の閲覧)

第3条 入札参加者への設計書、設計図面、共通仕様書及び特記仕様書（以下「設計図書」という。）その他必要な書類は、行橋市ホームページに掲載します。

(設計図書に対する質問等)

第4条 設計図書に対する質問及び同等製品確認（以下「質問等」という。）は、公告又は指名通知書で定められた方法で行ってください。

(入札書等の提出)

第5条 入札参加者は、入札書の提出に併せ、必要な場合には内訳書を提出してください。

2 前項の入札書及び内訳書（以下「入札書等」という。）は、次の方法により郵送で提出してください。

- (1) 中封筒及び外封筒の二重封筒にしてください。
- (2) 中封筒には、入札書等を入れ、封かんの上、使用（登録）印で封筒の継ぎ目に押印する。封筒の表面に、開札日、入札件名、入札参加者の商号又は名称を記載してください。
- (3) 外封筒には、入札書等を同封した中封筒を入れ、封筒の表面に、郵送先及び朱書きで「入札書在中」と記載し、表面又は裏面に、入札参加者の商号又は名称及び住所を記載してください。
- (4) 郵送以外の方法により提出された入札書等は受理できません。
- (5) 一つの中封筒には、2 通以上の入札書等を同封しないでください。
- (6) 入札書の日付は、入札書作成日又は入札書投函日を記入してください。
- (7) 入札書等を郵送する際の取扱いは、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによるものとしてください。直接持参した入札書は受け付けません。
- (8) 郵便入札に係る費用については、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担となります。
- (9) 入札書等の到達確認の問合せには、一切応じられませんのでご注意ください。

（入札書等の提出期限等）

第 6 条 入札書等の提出は、公告又は指名通知書に指定された期間及び場所に到達するよう郵送してください。

（入札保証金）

第 7 条 入札保証金は免除します。

(入札辞退の自由)

第 8 条 入札参加者として指名を受けた者は、入札執行の前までの間、いつでも入札を辞退することができます。入札辞退届は様式－ 1 を使用してください。

(1) 入札執行前に、入札辞退届を契約検査課に持参又は郵送（普通郵便可）で提出してください。ただし、入札辞退届の提出が間に合わない場合は、電話連絡により辞退できるものとします。その場合は、事後速やかに入札辞退届を提出してください。

(2) 初度の入札を辞退した者は、再度入札に参加することはできません。

2 前項各号により入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。

(公正な入札の確保)

第 9 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(入札の取りやめ等)

第 10 条 入札執行者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

2 指名競争入札の場合、入札執行前に入札参加者が1名となったときは、当該入札は執行しないものとします。ただし、一般競争入札の場合はこの限りではありません。

3 入札の公告後又は指名通知後、天災等予測できない事情により、郵便が停滞し、入札の競争性、公平性を保つことが困難であると認められるときは、入札の執行を延期し若しくは取りやめることがあります。

(開札の立会い、傍聴)

第11条 開札の立会人は、入札参加者のうち希望する2名とします。立会いを希望される参加者は、郵便入札用封筒の外封筒に同封し（入札書には同封せずに）立会希望届様式―2を提出してください。ただし、2名を超える希望があった場合は、書留番号による抽選で選出するものとします。

2 立会人が指定の時間までに来ない時は、入札事務に関係のない市の職員を1名以上立ち合わせるものとします。

3 傍聴人は、1社1名までとし、立会人と兼ねることはできません。

(立会人の職務)

第12条 立会人は、開札の公正な執行に協力し、次の職務を遂行するものとします。

- (1) 入札参加者の確認
- (2) 封筒が開札前に開封されていないことの確認
- (3) 無効となる入札書の確認
- (4) 落札者及び落札金額の確認
- (5) 入札執行表に署名捺印

(立会人の代理)

第 13 条 入札参加者は、開札の立会いに代理人を参加させるとき、その旨を証する委任状様式－ 3 を提出しなければなりません。

(入札書)

第 14 条 入札書は、様式－ 4 を使用してください。

2 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含まない。）を入札書に記載してください。

3 落札決定においては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の額を含む金額をもって落札価格とします。

(工事費等内訳書の提出)

第 15 条 予定価格を事前に公表する入札の場合、入札書に記載される入札金額と整合性をもつ工事費等内訳書を必ず同封してください。

2 工事費等内訳書には、商号又は名称、代表者の氏名を記載し、代表者印を押印してください。

(主任（監理）技術者選任通知書及び現場代理人選任通知書の提出)

第 16 条 落札者は、別途指定のある場合を除き、次の各号に掲げる期限に応じ、当該各号に定める様式を提出してください。

(1) 落札の日の翌日 行橋市が発注する建設工事における技術者制度取扱要領

第 3 条に規定する「主任（監理）技術者選任通知書」（別紙 1）

(2) 落札の日から起算して 7 日以内 同要領第 5 条に規定する「現場代理人選任通知書」（別紙 2）

(入札書の書換え等の禁止)

第 17 条 入札参加者は、その提出した入札書、内訳書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第 18 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 指定の手続き以外の郵送、又は持参された入札
- (2) 公告又は指名通知書等に示す日時を過ぎて到着した入札
- (3) 提出書類に記載された入札参加者の資格に関する事項が、市に登録している競争入札参加資格の内容と異なるとき（ただし、資格に関する事項が事実である場合、その事実を確認できる登記簿謄本又は、代表者事項証明（いずれも法務局発行分）が同時に提出されたときは、無効としない。）。
- (4) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (5) 入札書及び工事費等内訳書の記載金額を加除訂正した入札
- (6) 予定価格を事前公表している場合で、入札書の記載金額が予定価格を超える入札
- (7) 入札書の記載金額に対応する工事費等内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税を含まない金額）が一致していない入札
- (8) 最低制限価格を設定している場合で、入札書の記載金額が最低制限価格を下回る入札
- (9) 再度入札を行う場合で、入札書の記載金額が前回入札の最低金額以上である入札
- (10) 入札書及び工事費等内訳書に記名押印がない入札

- (11) 同一事項の入札において中封筒に 2 通以上の入札書を同封し提出した者の行った入札
- (12) 入札に関し不正の行為をした者の行った入札
- (13) 金額欄に金額がない等、入札意思表示が不明瞭な入札
- (14) 金額欄に「0 円」と記載された入札
- (15) 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- (16) 容易に消字することが出来る筆記用具で記入した入札
- (17) 中封筒（入札用封筒）と外封筒（郵送用封筒）の二重封筒でない入札
- (18) 封かん、糊付がされていない入札

（開札）

第 19 条 開札は、通知した場所において立会人の面前で行います。

（再度入札）

第 20 条 開札の結果、落札に至らない場合は、初度の入札参加者により再度の入札を実施します。再度入札の執行回数は、原則として 1 回とします。

- 2 落札に至らず再度入札を行うときは、再度の入札を行う旨及び初度の最低入札価格を直ちに入札参加者へファクシミリにより通知します。
- 3 再度入札は、初度の開札日から 5 日以内に、再度、郵便入札により行います。
- 4 前項の規定による入札書は、契約検査課に直接、郵送してください。
- 5 再度の入札によっても落札に至らなかった場合は、入札は終了とします。
- 6 予定価格を事前に公表した入札については、再度入札は行いません。

（落札者の決定）

第 21 条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札し

た者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

- 2 落札者となるべき価格をもって入札した者が2名以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。まず、立会人がくじ引きにより落札決定番号を決定し、次に、くじ番号により落札者を決定します。

(落札者の決定の特例)

第22条 工事又は製造その他の請負に係るものについて、開札の結果次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者としなない場合があります。

- (1) 当該入札金額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき。
- (2) その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて、著しく不適當と認められるとき。
- (3) 第24条各号のいずれかに該当し、落札の取消しを行ったとき。

- 2 前項の規定に基づき最低の価格で入札した者を落札者としなない場合は、予定価格の範囲内で入札をした他の者のうち、最低の価格で入札をした者を落札者とします。

(落札者への通知)

第23条 落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に口頭又は電話等により通知します。

(落札者の取消し)

第24条 落札者が次の各号のいずれかに該当するときは、落札を取り消すものと

します。

- (1) 落札者が契約の締結を辞退したとき、又は指定した期間内に契約を締結しないとき。
- (2) 入札に際し不正があったと認められるとき。
- (3) 法令及び規則に違反する事項が生じたとき。
- (4) 入札終了後契約締結までの間に、落札者が無効入札をしていたことが判明したとき。

(入札結果等の公表)

第 25 条 落札者の決定後においては、遅滞なく行橋市ホームページにより公表します。

(契約の締結)

第 26 条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、別に定めた契約書に記名押印の上、落札者が決定したときから原則として 7 日以内に関係書類と共に市長に提出してください。

- 2 落札者は、当該契約を締結しようとするときは、法務局が発行した代表者事項証明書（写し可）を提出してください。

(契約保証金)

第 27 条 契約を締結しようとする者は、契約金額の 1 割に相当する額以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、次に掲げる場合で、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではありません。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と市が工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約金額が、建設工事においては 250 万円未満、委託においては 100 万円未満であるとき。
- (4) 建設工事の請負契約を締結する場合を除き、契約の相手方が現年度を含む過去 3 か年度の間に市若しくは他の地方公共団体又は国（公社、公団を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 法令に基づき延納が認められる場合において市が確実と認める担保が提供されたとき。
- (6) 物品を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき又は物品を買い入れる契約を締結する場合において、当該物品が即納されるとき。
- (7) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 国（公社、公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約を締結するとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (9) 不動産の買い入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるお

それがないとき。

(10) 第 8 号に掲げる場合を除き、市の事務に係る放送、広告、調査、測量、研究、計算、鑑定、登記、評価、設計、訴訟等を委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(11) 資金を貸付する契約、預金契約、寄附に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。

(12) 前各号に定めるもののほか、随意契約を締結する場合において、当該契約の目的又は性質からみて契約保証金を納めさせることが困難であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

2 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

(1) 国債、地方債及び政府の保証のある債券

(2) 市長が確実と認める社債

(3) 銀行又は市長が確実と認める金融機関が引受又は保証若しくは裏書きをした手形

3 工事の請負契約については、前項に掲げるもののほか、次に掲げるものを契約保証金の納付に代えて提供させることができます。

(1) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関の保証

(2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証

4 契約保証金の納付を免除された理由が第 1 項第 1 号又は第 2 号であるときには、市長が指示するときまでに保険会社が交付する履行保証保険契約に係る保

険証券又は公共工事履行保証契約に係る保証証券を提出しなければなりません。

- 5 契約保証金の納付を免除された理由が第1項第4号の場合、履行証明等（写し可）を提出してください。
- 6 第2項第5号の債権を担保とするときは、行橋市履行保証制度事務取扱要領（平成27年3月行橋市訓令第3号）第5条の規定を準用します。
- 7 第3項第1号、第2号の保証を担保とするときは、当該保証に係る保証書を提出しなければなりません。
- 8 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金又はその納付に代えて提供した担保は、市に帰属します。
- 9 落札者であって契約保証金の納付を免除された者が契約上の義務を履行しないときは、当該契約金額の1割に相当する額の違約金を市に納付しなければなりません。

（建設業退職金共済組合の加入）

第28条 建設工事の場合、落札者は契約の締結に当って建設業退職金共済組合に加入しなければなりません。契約金額が200万円を超える工事については、掛金収納書を建設業退職金共済制度取扱要領（以下「要領」という。）第1条に規定する「建設業退職金共済組合掛金収納書届出書」（別紙1）に添付し、速やかに提出してください。

- 2 建設業退職金共済組合に加入できない場合で、契約金額が200万円を超える工事については、要領第2条に規定する「建設業退職金共済に加入できない報告書」（別紙2）を提出してください。

【加入できない場合】

- ・受注者が建設業退職金共済以外の制度に加入しており、かつ、その工事の施工を下請負無しに施工する場合

- ・受注者が建設業退職金共済以外の制度に加入しており、かつ、その工事の下請負業者のすべてが建設業退職金共済以外の制度に加入している場合。

※下請負業者が建設業退職金共済に加入しておらず、かつ、その他の制度にも加入していない場合は、建設業退職金共済に加入するように指導すること。

(異議の申立て)

第 29 条 入札参加者は、入札後、図面、設計図書、仕様書及び関係書類並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。郵便事故等により入札書等が開札場所に到達しなかった場合についても同様とします。

(随意契約の場合の準用)

第 30 条 この入札心得は、必要があると認める場合は、随意契約に準用することができます。

(令和 2 年 5 月 1 日制定)

(令和 7 年 4 月 1 日一部改正)

入札辞退届

年 月 日

行 橋 市 長 殿
(契約担当者)

住 所

商 号 又 は 名 称

代表者役職・氏名

印

件名

下記の理由により入札を辞退しますのでお届けします。

記

1. 辞退の理由

立会希望届

年 月 日

行 橋 市 長 殿
(契約担当者)

住 所

商 号 又 は 名 称

代表者役職・氏名

印

下記の立会を希望します。

1. 開札日時 年 月 日 時 分

2. 入札件名

委 任 状

(立会人用)

年 月 日

行 橋 市 長 殿
(契約担当者)

住 所

商 号 又 は 名 称

代表者役職・氏名

印

私は 年 月 日
を代理人と定め、
行橋市において行う下記入札立会に関する一切の権限を委任しま
す。

記

件名

入 札 書

年 月 日

行 橋 市 長 殿

(契約担当者)

商 号 又 は 名 称

代表者（受任者）役職・氏名

印

１． 入札金額 ￥

ただし、消費税及び地方消費税の額は除く

２． 件 名

３． くじ番号 任意の３桁の数字を記入すること

--	--	--

行橋市契約規則を遵守し、入札いたします。

入札書封筒の記載例

表面

行橋市長 殿		
件名（工事名・委託名・物品名）		
入 札 書 在 中		
年 月 日		
商号又は名称		○
代表者（受任者）役職・氏名		

裏面

注記：入札書は封筒に入れ、○の箇所に押印（割印）すること

○		○		○